

議 事 日 程 (4)

平成25年9月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第45号 芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第2 議案第46号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第47号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第48号 超音波診断装置購入契約の締結について
- 第5 議案第49号 指定管理者の指定について
- 第6 議案第50号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第7 議案第51号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)
- 第8 議案第52号 平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第53号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第10 認定第1号 平成24年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第11 認定第2号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第12 認定第3号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第13 認定第4号 平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第14 認定第5号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第15 認定第6号 平成24年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
- 第16 認定第7号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第17 認定第8号 平成24年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
- 第18 認定第9号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第19 発議第7号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
- 第20 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書について
- 第21 同意第1号 芦屋町教育委員会委員の選任同意について
-

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事務局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第45号から、日程第20、発議第8号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

すみません、ちょっと風邪がみなので、申し訳ございませんが、ちょっと声が途切れるかと思えますけれど、報告させていただきます。

報告第15号、平成25年9月18日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第45号芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、賛成多数により原案可決。

議案第46号芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致により原案可決。

議案第47号芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致により原案可決。

議案第50号平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、満場一致により原案可決。

議案第51号平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）、満場一致により原案可決。

議案第53号平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）、満場一致により原案可決。

認定第1号平成24年度芦屋町一般会計決算の認定について、賛成多数により認定。

認定第7号平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について、賛成多数により認定。

認定第9号平成24年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について、満場一致により認定。

発議第8号道州制導入に断固反対する意見書について、満場一致により原案可決。以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告第16号、平成25年9月18日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第48号超音波診断装置購入契約の締結について、満場一致、原案可決。

議案第49号指定管理者の指定について、賛成多数により原案可決。

議案第51号平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）、賛成多数により原案可決。

議案第52号平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）、賛成多数により原案可決。

認定第1号平成24年度芦屋町一般会計決算の認定について、賛成多数により認定。

認定第2号平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第3号平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成多数により認定。

認定第4号平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第5号平成24年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第6号平成24年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第8号平成24年度芦屋町病院事業会計決算の認定について、満場一致により認定。

発議第7号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について、満場一致により原案可決。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....
平成25年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、

「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由

調査不十分のため。

平成25年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」、及び「各種施策の見直しに関する件」

理由

調査不十分のため。

平成25年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」、及び「その他町議会の広報に関する件」

理由

調査不十分のため。

平成25年9月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」、及び「議長の諮問に関する件」

理由

調査不十分のため。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

発議第8号につきまして、質疑の折に、道州制に断固反対する意見書のことを所管委員会で十分審議していただきたいということを申しておりました。それで、所管委員会のほうでどういうふうな審議がされたのか、ご意見をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

お答えいたします。当委員会では、総務財政常任委員会に付託後、新たに全国町村議長会からの道州制導入に関する緊急声明、それから九州地区町村長会からの道州制に関する決議書等々の参考資料を入手いたしましたけれども、これまで道州制に関する説明が議員に対してなされておられませんということと、余りにも情報が少な過ぎるために、委員の皆さん、可否の判断をするには乏しいというご意見が多数出されました。そこで、結果として、全国町村議会議長会からの要望どおりに対応することとなったということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。――ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今回の審査結果の報告書には、満場一致、それから賛成多数というような形で色分けされてありますので、賛成多数ということであれば、賛成できないという方々の意見も入っているのだらうと思っております。それで、議案第49号の指定管理者の指定について、賛成意見、反対意見等もあったかと思いますが、その辺について出していただければと思います。それから、議案第51号一般会計予算(2)、第52号、それから認定第1号、認定第3号、賛成多数ということですので、少数意見の方の意見がありましたら、報告をお願いします。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

ただいまの質疑について、お答えをいたします。

議案第49号、指定管理者についての議案でございますが、賛成多数ということで、委員のほうから、指定管理者制度そのものを見直す時期に来ておるのじゃなかろうかというような意見がございました。そういう背景の中で討論も行われたわけでございますけれども、賛成多数という結果になったということでございます。

それから、補正予算（第2号）、それから一般会計の決算の認定、それから認定第3号の高齢者医療の決算の認定についても同じような内容でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第45号から、日程第20、発議第8号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、議案第45号芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての反対討論を行います。

第1に、議案第45号については、第3回臨時会で賛成少数で否決された議案が、再度、減額内容は同様とし、実施期間を3カ月短縮して提案されたものです。3カ月短縮された背景には、不利益不遡及の原則に抵触することから遡及できなかったにすぎません。つまり、議会が否決した内容と同じことが提案されているわけです。これを人事案件に置きかえると、議会が否決した人事を、次の議会で、再度、同一の人選を行い提案するということになります。これを議会が認めることになれば、議会の権威は失墜し、議会軽視されることを認めることになります。

第2に、臨時会で議案が否決された理由は、交付税の削減額以上に職員給与が削減されていることだけではなく、地域経済の悪影響や職員のモチベーションの低下、そして、何よりも自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は地方自治の根本を揺るがすもの、つまり、地方自治の破壊であるからです。臨時会では、地方自治を踏みじめる国の暴挙と断じましたが、本議会に再度提案されたことは、町の暴挙と言わざるを得ません。

第3に、地方公務員の給与の削減は、公務員だけの問題ではありません。さきに行われた生活保護費の削減とあわせて、この2つを消費税増税、年金の切り下げ、医療と介護の改悪、憲法改悪などの突破口として位置づけており、国民全体への攻撃になります。こうした攻撃を社会的連帯で反撃することが求められています。今こそ議会が、国の悪政から国民生活を守るための防波堤としての役割を発揮することが求められています。

また、議会のプライドを再度示すためにも、反対の意思を示すことを議員の皆さんに呼びかけまして、討論といたします。

続きまして、議案第49号の指定管理者の指定についての反対討論を行います。

この議案は、緑ヶ丘保育所及び子育て支援センターを指定管理者に管理を5年間行わせ、緑ヶ丘保育所においては、その後、民間移譲を行うというものです。

芦屋町では、この間、柏原保育所の廃止を進め、その後、山鹿保育所の指定管理者の指定、そして今回の緑ヶ丘保育所・子育て支援センターの指定管理者の導入と民間移譲を行うという形で市場原理を推進しています。

今、児童福祉法に位置づけられた公的保育制度を解体しようとする動きが強まっています。しかし、このような市場原理主義に基づく民営化は公的保育制度の崩壊

につながるものであり、民間保育所の経営基盤をも崩すものです。そもそも保育行政は、自治体が公的に責任を持って保育を担い、保育所運営、人事、人件費を保障し、公費で支えてこそ安定して事業を進めることができます。行財政改革の名のもとに、自治体が保育の責任を放棄することには変わりはありません。

事業者との連携をとって進めていくとの説明でしたが、保育は、あくまでも行政が責任を負って、安定した保育所運営を公共の原則で進めていくべき事業です。今回の指定管理者制度の指定は容認することはできませんので、反対をいたします。

続いて、議案第51号平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）に対する反対討論を行います。

議案第49号に反対いたしましたので、関連予算の指定管理引き継ぎ業務委託が上程されていますので、反対いたします。

続いて、議案第52号平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

補正予算の中に、町立芦屋中央病院地方独立行政法人化支援業務委託、町立芦屋中央病院人事給与制度及び人事考課制度構築支援業務委託が計上されています。芦屋中央病院の経営形態は地方独立行政法人ではなく、公営企業会計の全部適用にとどめるべきと考えておりますので、反対いたします。

認定第1号平成24年度芦屋町決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

平成24年度芦屋町一般会計予算について、私は反対をいたしました。その理由として、第1に、行政運営では人事評価制度の導入を続けていること、緑ヶ丘保育所の指定管理者制度導入を計画をしていること、積極的な行政情報の公開や情報の共有化をうたいながら、十分な説明責任がなされていないことなどを指摘しました。

第2に、同和行政の克服すべき課題では、同和行政終結に向けた流れに逆行する施策を続けていることを指摘しました。これらの点については、決算においても何ら改善されてなく執行されています。

第3に、介護保険制度の問題です。広域連合の保険料は日本でもトップグループの高い保険料となっており、当初72市町村で発足した広域連合ですが、現在は33市町村となっています。また、県内には28の保険者がありますが、保険料の減免を行っている保険者は20保険者、利用料の減免は8保険者が行っており、減免制度のない広域連合の高齢者は厳しい負担を強いられています。保険料の滞納は普通徴収の23%の方が滞納しており、滞納した方は、いざ介護保険を受けようとする高い利用料のペナルティーが科せられ、受けることができません。

介護保険広域連合議会は年に2回開かれ、600億円を超える予算・決算を、3時間程度の審議で済ませ、日本共産党の議員の質疑や一般質問のみで活発で十分な論議はなく、議会は形骸化しています。マスコミからも広域連合は承認機関となっていると言われ、広域連合は住民の声が届く議会とはなっていません。高過ぎる保険料や利用料負担を軽減し、国民の声の届く介護保険制度にすることが急務となっています。

以上のことから、一般会計の決算に反対いたします。

認定第3号平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の世代から切り離す差別医療制度であり、介護保険制度と同じく、利用すれば利用するほど保険料にはね返ってく

るもので、福岡県広域連合においても保険料の値上げが毎回実施されており、高齢者にとって大きな負担となっています。

安倍政権は、後期高齢者医療制度は2014年までに新制度をつくり、それまでは現行制度を維持するとしています。厚生労働省が考えている新しい高齢者医療制度は、高齢者の年齢を65歳に下げ、現役世代と別勘定の国保に強制加入させ、保険料も財源も別建てで、65歳以上の人は健保の扶養家族になることも認めないという現行制度と何ら変わらないものです。これでは差別、給付削減、負担増の仕組みを、75歳以上から65歳以上に拡大したと言わざるを得ません。

日本共産党は、後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すことを強く求めています。よって、制度そのものに反対する立場から、決算に反対いたします。

続きまして、認定第7号平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について、反対討論を行います。

平成24年度の決算では、一般会計への繰り入れが2億円、競艇事業振興基金への積み立てが1億円、未処分利益剰余金が8億856万円と大幅な黒字を計上しています。職員や関係者の皆さんの寝食を忘れての奮闘に敬意を表するものです。しかしながら、今回の決算の認定では、会計上では黒字決算となっていますが、賛成することはできません。

その理由としまして、私は、平成24年9月の定例会のモーターボート補正予算（第1号）で、ボートピア勝山の譲渡の問題で、株式会社ビー・ケーとの無償譲渡契約に瑕疵があるとして補正予算に反対した問題です。その後、地元対策については、周辺住民との調整は継続されていますが、解決には至っていません。また、地権者問題については、その後、土地返還請求が起こされ、現在、裁判で係争中があります。公営企業の利益は、住民の福祉の増進を図るため、必要な財源に充てるものとなっています。この問題が住民の不利益とならないよう早期に解決することを求めまして、討論いたします。

最後に、発議第8号道州制導入に断固反対する意見書に対する賛成討論を行います。

自治体の広域化を強制的に進める道州制は、住民と向き合う地方自治体の本来の役割をゆがめる大改悪です。国の仕組みを根本から変えて、国民の暮らし全般に深刻な影響をもたらす極めて危険な策謀です。道州制は全国を10程度の地域に分割し、東北州、関西州などといった広域自治体をつくる構想です。同時に、現在約1,700ある市町村の合併をさらに進め、将来300程度の基礎自治体の再編を強いることをもくろんでいます。自民党や経団連は、新しい国づくり、究極の構造改革と位置づけてきました。国のやるべき仕事を外交、防衛など、非常に狭い分野に限定し、医療、介護、教育などの仕事は権限移譲の名のもとに道州や基礎自治体に押しつける国家の大リストラです。

こうした権限移譲は、地方の財政力の違いで左右される福祉教育に格差をもたらせます。住民福祉の向上増進に国が責任を持つことを定めた憲法25条などの理念を放棄するものです。全国町村会が、大都市圏への人口集中や自治体と住民の距離が遠くなることなどに強い危機感を表明し、住民自治が衰退し、ひいては国の崩壊につながると反対しているのは当然です。

今国会に提出される道州制推進基本法案には、道州の定義や基本理念を書き込みます。法律への明記は初めてで、道州制導入を国の正式な方針への格上げを狙っています。道州制実現を確実にするため、内閣に推進本部を設置するほか、有識者によ

る道州制国民会議が首相の諮問を受け道州制の区割りなどを行い、3年以内に答申する内容も盛り込みます。期限を切って、一気に改革させる仕掛けです。国民的議論も十分でないまま道州制の既成事実化に突き進むことは、まさに暴走そのものです。けしかけているのは財界です。経団連が、先送りはもはや許されないと緊急提言し、2018年の道州制導入を迫っていることは重大です。経団連は、道州制による地方公務員の人件費削減や公共投資効率化で約5兆8,000億円の財源が捻出できて、それを道路、港湾など、大規模開発に回すとの皮算用までしてまです。道州制導入をもうけ拡大に利用しようとするのは、余りに身勝手です。財界、大企業の求めに応じて地方制度を再編し、住民に犠牲を強いるのは何の大義もありません。地方自治を破壊し、地域経済を衰退させることは許されません。

日本共産党は、福祉や教育への国の責任を投げ捨て、行政を住民から遠ざける道州制は、地方の一層の疲弊と地方自治体の形骸化をもたらすものと反対を表明しています。本当の地方分権とは、市町村が暮らしや営業を応援する仕事ができるよう財源を保障することです。日本共産党は、福祉や教育などの国庫負担補助金の廃止、縮減に反対し、その充実こそ必要と提起しております。以上の立場から、発議第8号に賛成をいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。議案第45号一般職職員の給与の削減について、原案に対し、6月議会同様、反対いたします。

今、町内の景気について、皆さんどう思われますか。アベノミクスの成果を受け、緩やかな景気回復にあると本気で思っていますでしょうか。今、芦屋町の経済は、どん底の危機的状況にあると思います。特に、昨年10月から自衛官の給料カットが始まってからというもの、町内の飲食店街は大打撃を受けているのをご存じでしょうか。全ては震災のためだとわかっております。芦屋基地からも、当時、災害派遣、復興支援のために、たくさんの隊員が現地の任務につきました。自分たちのことは後回し、献身的な人命救助や捜索は話題にもなりました。この震災の救援活動に、身も心もぼろぼろになって帰ってきた自衛官の給料が、今も復興財源のために、いまだにカットされ続けています。自衛官の友人は言いました。子どもの教育費は削れない。外食費や宴会を控えるなどの節約、好きな車や旅行は我慢するしかないと言っています。また、2,500円で食べ飲み放題の宴会できる店はないかと言ってきました。少人数でならと、おでん屋を紹介しました。これが現実です。本来なら、消費税が増税する前に、いろいろ買いたいものもあるでしょう。彼らには組合はありません。政治が決めたら、それに従うだけです。彼らは自衛官なんです。

この議案が通れば、さらに町内での消費に必ず悪影響が出てくると推測します。なぜなら、町職員は町内でよく買い物していますし、飲食店街にも繰り出しているからです。これから、年末年始と商売が、普通なら盛り上がってくる時期です。給料を削減されれば、アベノミクスで盛り上がる景気浮揚のチャンスに水を差します。

芦屋町は、これまでの行財政改革の中で大幅な給与削減、人員の定数削減を十分過ぎるほどやってきています。おかげで、町の財政は持ち直し、新たな大型投資ができるぐらいに回復傾向にあると聞きます。

しかし、町内の景気は、これまでどうだったでしょうか。痛みを伴う犠牲はなか

ったのでしょうか。今回の給与削減案は、景気の悪い芦屋町の地域経済をさらに悪化させる可能性があります。商工会の職員や観光協会、社協などの職員の給与まで連動して引き下がるでしょう。これを引き合いに、さまざまな業種にも及ぶかもしれません。これでは、消費税増税前の駆け込み需要も望めません。そして、消費税8%へと突入していくものと思われまます。私は、芦屋町の商工事業者のことを思い、この条例案には反対します。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第45号芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

地方公務員の給与の引き下げは、東北大震災の復興財源を確保する目的で、24年度から実施されています国家公務員給与の削減措置に準じて、国家公務員給与より高い水準にある地方公務員の給与に対し、必要な措置を講ずるよう国から要請されたものであります。

地方公務員法第24条には、地方自治体の給与は当該自治体の条例で定められることが規定されており、政府による地方自治体職員の給与削減の要請は、たとえそれが強制的なものでなくても、自治体に対する国の関与は否定できないと考えております。

しかし、国は、地方自治体が給与削減を行うことを前提として、13年度の地方交付税を前年度から約4,000億円削減しております。芦屋町においても、地方交付税が削減されることは住民サービスの低下に結びつくおそれがあり、その財源を確保する必要性から、芦屋町職員の給与を削減する議案が上程されたものと解釈しております。

この議案は、25年第3回臨時議会に上程されましたが、賛成少数で否決され、私も反対をいたしております。交付税削減分の財源を確保するための措置として、職員給与の引き下げはやむを得ないと思っておりましたが、臨時議会の質疑の中で、職員給与の削減総額が約4,600万円、地方交付税の削減総額が約2,200万円と、職員給与のほうが2,400万円も多く削減されていることがわかり、職員の生活に与える影響は大きいと判断し、反対いたしました。

しかし、再度本議会に上程された議案は、減じる割合は変わっておりませんが、削減する期間が3カ月間短縮され、10月から来年3月までとなっております。このことにより職員給与の削減総額が約3,100万円となり、地方交付税の削減総額と比較すると、まだ若干は多くなっております。しかし、東北大震災の復興財源確保の趣旨及び削減された交付税相当額を確保することで住民サービスの低下が防げることを考え、本議案に賛成いたします。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

議案第45号に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

やはり、削減されるということは、私自身にとっても、もろ手を挙げて賛成したいという気持ちはありません。ただ、前回から答弁があっておりましたように、組合も同意をいただいているということも一つあります。それから、その金額が

防災、減災、地域の元気づくり事業に使われるんだということ、そういったことも鑑みて、このたびの8月2日の総務大臣の閣議後記者会見でのコメントが載っておりますので、これをお伝えしたいと思います。

交付税算定への影響を示唆ということで、給与削減しない自治体への対応で、国が要請している——これは7月からのことです——7月からの職員給与削減を実施しなかった自治体について、ペナルティーはかけないが、財源に余裕があったのか、歳出が適切だったのか考えていくことになるかと述べ、今後の行革努力を踏まえた地方交付税の算定などに影響する可能性を示唆したと言われております。また、大臣は、給与削減を検討中の自治体などに対しては、丁寧に要請を続けていくと言及。さらに、協力していただいた団体と協力しなかった団体とで不公平が生じる可能性が出てくるので、全ての自治体に理解していただけるよう取り組みを続けていきたいと強調したと述べられておりました。こういったもろもろを鑑みて、議案第45号は賛成討論とさせていただきます。

続きまして、発議第8号についてでございます。公明党の道州制へのスタンスとして、基本的には推進という立場であります。しかしながら、このたびの意見書は全国の町村議会の総意によるものとあり、また、総務財政委員会で満場一致で可決との報告が、きょうありました。ただ、昨今におきまして、いろんなルールそのものが懸念される状況が多々見受けられます。私は、断腸の思いではありますが、議運の委員長として、さきに述べました2つの理由から、可否については賛成の立場をとらせていただきます。ただ、公明党として推進という立場でありますので、道州制へのスタンスを少し述べさせていただきます。

党の道州制本部の遠山清彦事務局長は、道州制推進基本法案の趣旨について、道州制推進基本法案は、道州制の制度設計を議論する場と手続を定めるものであり、道州制そのものを定めるものではないと述べております。

それから、公明党の道州制へのスタンスとして、1、地域主権型を目指す、2、地方や国民の声を十分に聞いて推進する、3、憲法改正を前提としないなどを上げております。

また、道州制推進基本法を制定することも述べておりますが、2番目に道州制国民会議の設置も述べております。これは、諮問機関として道州制国民会議を設置し、3年間かけて、道州制移行に向けて国民的議論を行います。地方の意見を最大限取り入れ、中央集権的な日本の統治機構を改め、地域の活性化や行政サービスの充実につながる道州制の制度設計の機構に取り組みます。

これは、3年間の国民会議の中で、そのメンバーといたしましても、国、地方、民間という人々を入れて——現在では30名ぐらいと言われておりますが——民意が反映できるような体制づくりをしていくということです。現在、社会保障国民会議がございましたが、あれもすばらしく議論が深められてきて現在に至っております。そのような、やはり議論を深めない。みんな懸念しているわけです。だから、合意が、3年間議論して、後の2年間をめぐりに、今度は法整備をやっていくわけですから、その中でも合意が得られなければ法制化は進められないとも言っております。

それから、道州制を取り入れる意義は、3点に分けて述べております。

第1に、国の権威や財源、人材などが、道州に移行されることで、首都をバックアップする機能を担えることだ。首都直下型地震の発生確率が、東京のほうですね、首都直下型地震の発生確率が、今後30年間で70%と試算されていることなども

あり、東京に一極集中する首都機能のバックアップ体制が求められております。その意味からも、首都機能の代替につながる道州制は、国土の防災性や災害への対応力を高める観点から有力な手段となる。

2番目に、長期にわたって停滞を続ける経済、景気の打開につながる効果だ。経済対策は国が一元的に進めておりますが、道州が独自に経済対策に取り組むことで、地域の中で強みを持つ産業に特化した投資が進む。地域経済に新たな活力が生まれ、景気の好転や上昇が期待される。

3点目におきまして、行政や財政の無駄が削減され、行政運営のスリム化が進むことだ。道州制を導入することで行政運営は根本的に見直され、二重行政の解消や人件費の削減などが進む。その結果、今まで以上に効率的な行政運営が可能となり新たな行政サービスを国民に提供できる。そういった、公明党が道州制に取り組む基本姿勢であります。たくさん、小さいことは網羅されておりますけれども、ここでは割愛させていただきます。

最後に、日本の人口について、国立社会保障人口問題研究所が日本の将来人口推計を公表いたしております。その中で、日本の人口は2010年の1億2,806万人から、2060年の8,674万人へ減少すると言われております。2030年からは毎年100万ずつ人口が減っていくとの試算も出ております。

それから、エネルギー安全保障の崩壊した日本の人口減少、スピードはもっと速い。65歳以上の高齢者人口は3,079万3,000人で、総人口の24.1%、これは2012年。だから、4人に1人が高齢者ということになります。ところが、それが2050年になると9,700万人ということ、3.5人に1人が高齢者になるとと言われております。毎年100万ずつ人口が減っていくことについての懸念材料というのは、小さな自治体が生き残れるかどうか、これが問題になると言われております。基礎自治体なくなるのではないとも言われております。

そういったもろもろを鑑みて道州制の問題に取り組んでいっているということを私もお聞きいたしまして、公明党としてはスタンスとしてそのような方向ではありますが、冒頭にも述べましたように、2つの理由により賛成討論といたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。4つあります。

1つ目は、議案第45号芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、2つ目は、議案第52号平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算、3つ目は、認定第1号平成24年度芦屋町一般会計決算、4つ目は、認定第7号平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算について、反対討論を行います。

1つ目の芦屋町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の件です。先ほど、川上議員も言われましたが、さきの臨時議会にて町職員の給与削減の条例案が提案され、反対討論を行い、賛成少数で否決された議案で記憶に新しい内容です。

東日本災害復興のためと称して国家公務員の給与削減、それに伴って地方公務員においても国に準じて給与の削減をというような形でされました。

この東日本大震災からの復興のための施策を実施するために、必要な財源の確保に関する特別措置法、復興財源確保法が平成23年の12月に公布され、平成25年1月1日から施行されております。政府は、震災復興に必要な費用を、当初5年

間で少なくとも約19兆円かかると見積もっています。このうち約10兆円を増税で賄うことにして、昨年11月に成立させて臨時増税を決めています。つまり、所得税と法人税、そして個人住民税、この3つを増税することによって、総額10兆円の臨時増税額が決定されたわけです。

今、私たちの日常生活の中で、来年の4月からは消費税が上がるということを控えておりますし、家計は非常に負担が続くと思います。この消費税の問題をめぐって、そういう話の中で私たちは忘れていて、また、知らなかったというようなことがあるかも知れませんが、この所得税については源泉徴収義務者、私たちもそうですが、これは今年の1月1日から25年間にわたる源泉徴収税額を徴収されるようになっております。もう、現に徴収されていると思います。

そして、法人税については、3年間の増税を実施するけれども、そのほかについてはまた、増税のないような形をとるということですから、法人税については問題のないような法律になっておるようです。

3つ目の個人住民税については、来年の6月から1,000円が、10年間上乘せされて増税されるというような法律ができ上がっていたんですね。

復興予算の適切な執行も求められていますけど、本当に適切に行われているか疑わしいと、マスコミでもたびたび報道されているところです。全国民が大震災地の復興のために増税され徴収されているわけで、当然、町の職員の皆さんも、それと同時に徴収されておるわけです。その上に地方公務員だけが、なぜ上乘せされて給与を減額されなければならないのかと、よく言われます。ラスパイレスが高い、低いというような話の中で、芦屋町は高いから受け入れざるを得ないだろうという発想はおかしいと、ナンセンスだと私は思います。公務員の賃金は、人事院勧告制度によって労使間で決めるものです。今回、国が地方の給与削減のため、地方交付税を強制的に削減することは、明らかに地方自治の原則を無視する憲法違反です。かつ、地方自治法、地方交付税法違反ではないかというふうに考えます。

そして、この閣議において、公務員の給与改定に関する閣議決定の文書を見ますと、各地方の公共団体においては、これまで自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取り組みが進められてきたところであるが、一応評価しておりますね。一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。そしてまた、要請文では、現下の最大の使命である日本の再生のため、平成25年度に限って緊急にお願いとして、地域経済の活性化が喫緊の課題であり、ここですね、消費税の理解を得るためにも、公務員が先頭に立って「隗より始めよ」との精神で行財政改革に取り組むことが重要であるというような文言があるわけですけど。地域経済の活性化のために、しかも消費税の理解を得るために公務員が先頭を切れ、どういうことでしょうか。そして、この地域経済の活性化、芦屋町の経済活性化のために、どうして公務員の賃金をカットして、これを充てなければならないのか、不思議でなりません。

そして、国の指導どおりに給与引き下げの条例をしたときには、地域の元気づくり事業の名目にて3,000億円を地方公共団体に分配するということが明示され、芦屋町については1,873万円、地域の元気づくり推進費、前回は1,400万円でしたが、今回は増額されて1,873万円となっております。このことを計算すれば、先ほど内海議員が言われましたけれど、確かに給与減額総額は、今回は3,100万円です。地方交付税の減額は、同じく3,660万円、減額のほうが少し多い

わけですが、それにしても、この減額をすることによってかどうかわかりませんが、1,873万円の元気づくり推進費が出るわけですね。結局、プラスになるわけですね。つまり、町執行部のほうが、この減額と地域の元気づくり推進とは別問題ですとおっしゃいましたけれど、しかし、実際的にはプラスになるようなものではないだろうかというふうに考えております。

そういう意味で芦屋町の公務員の皆さん方は、この減額によって家庭の生活を圧迫し、職員のやる気の低下が住民サービスの低下につながる、そして冷え込んだ地域経済、疲弊した芦屋町に、さらに拍車をかけるおそれがあるのではないかと。そして、人事院勧告に基づいて減額されるならともかく、国の指導によって町が主体的にそれを引き継ぎながら減額することは、町職員の皆様方の公務員としての誇り、給与という基本的な勤務条件が、町民の皆さん方の一方的に削減されることにより、公務員としての誇りを傷つけられるのではないかというような気持ちがしてなりません。そういう意味で、この減額の議案については反対をいたしておるところです。

2つ目の議案第52号についてですが、芦屋町病院事業会計予算についてです。

町立芦屋中央病院地方独立行政法人化と人事給与制度及び人事考課制度構築支援業務委託合計821万5,000円、それに加えて26年度にも債務負担行為として1,971万5,000円が計上され、合計2,793万円が計上されております。これについて反対といたします。

私は、平成25年の6月14日の全協で、地方独立行政法人化の決定ということで報告を受けてこの方、さまざまな資料を調べたり、また、川上議員の一般質問に対する執行部、病院事務局の答弁を聞きながら、非常に疑問を感じてきました。

私は、この公立病院改革ガイドラインについて、各市町村、それから各都道府県知事宛てに宛てたものなんですけど、そういう内容を読みますと、本ガイドラインを踏まえて、平成20年度内に、19年に基本方針が発出されながら、平成20年度内に公立病院改革プランを策定し病院事業経営の改革に総合的に取り組むこと、25年までに一体的に総合的に検討、実施するよう求めておりますが、芦屋町の場合は、取り組みは非常に遅きに失していたのではないかというふうに疑問に思っています。

なぜならば、公立病院改革は3つの視点、つまり公立病院等の経営効率化、再編・ネットワーク、そして3番目に経営形態の見直しというふうになっておりますわけですが、何かしら、この経営効率化とか再編・ネットワーク、この2点については余り触れられてないように思います。

病院が開設されて37年を経過しております。その間にさまざまな問題があったとしたならば、そのような改革は今に始まったものではなく、今日までに財政状況展望、病院が抱える課題に的確に挑戦していくべきではなかったのかと。そして、町立病院の開設理念として、地域住民に信頼される病院、地域医療機関に信頼される病院、職員に信頼される病院を目指し、邁進していけばよかったのではないのでしょうか。

また、地方独立行政法人化は、公務員の非公務員化をすることになります。職員に信頼されるための病院自体が、このような経済性と能力主義を求めて行うべきではないと思っております。

また、ガイドラインを読みますと、そのガイドライン改革プランを住民に対して速やかに公表するとともに、当該公立病院の現状について、住民の理解、評価しやすいよう積極的な情報を努める、また、報道機関等にも積極的に公開するなど、住

民の関心を高める工夫を凝らす、このようなことも書かれておりますが、私はインターネットで調べてみますと、このような自治体が少なからずあります。川上議員の指摘するように、広聴会、シンポジウム、住民説明会を、議会で議決する前に行っていただけないかと、私も当然申し上げました。ところが、なぜかそういう意思が見られないように思われてなりません。住民は患者さんですよ。住民は患者であり、お客さんではありませんか。愛される病院として、積極的に住民と膝を交えて声を聞くべきではありませんか。

この問題について、9月議会で、住民説明会を区長主催で行うようになってくるということですが、この区長会の中から、区長の皆様から、これは取ってつけたような内容ではないかと、参加者が本当に多いのであろうか、さまざまなことで。この、院長先生を囲んでというのがあります。櫻井院長を囲む会、健康講座のご案内。その1、がん検診のすすめ、その2、町立芦屋中央病院のこれからについて、その3、教えて、櫻井院長。わずか1時間ですよ。わずか1時間で、現在芦屋町では中央病院の建てかえや経営形態のあり方などについて検討が行われています。そこで、病院の必要性や、これから町立芦屋中央病院が目指す医療について、優しくお話を伺います。これは、中央病院、ないしは芦屋町の主催であればいいですよ。その2だけをやればいいわけですよ。こういう方々がたくさんおられますけれど、①②の問題であれば、もう行かないと、行く必要はありませんという方が非常に多くて、区長会でも、区長会に出された区長が、ある区では組長会にも出さなかったと、こういうチラシを知らないですと。だから、そういうような形でやる、いわゆる既成事実をつくって、住民説明会をやりましたという既成事実でしかないような気がしてなりません。

そういう意味で、この改革プランの中から、本当に住民に膝を交えて、そして話をさせていただきたかったと。つまり、議会制民主主義は間接民主主義と言われてますけれど、やはりこういうような、町長も言われていましたが、大型の事業として、モーターボート事業開設以来の問題である。つまり、病院建てかえの問題にしても、この経営方針が変わるわけですから、こういうような独立行政法人に変わるわけですから、そういう意味で、町民の皆様は大いに膝を交えてやっていただきたかったと。

しかし、私はこういう意味で独立行政法人化に伴うこの議案については、非常に危険性を感じております。よって、議案に反対します。

長くなりますが、申し訳ありません。

3つ目は、認定第1号平成24年度芦屋町一般会計決算の認定に反対します。

ページの23ページにあります。顧問弁護士料として60万円が通常計上されております。しかしながら、今回は業務妨害行為差しとめ請求事件に対する弁護士委託料として10万5,000円が計上されております。これは、特養問題に関する疑惑を追及する会が、代表者2名に対して出された弁護士費用と思われま

このとき、こういう会の皆様方が、町長に、また副町長に出席していただいて、そして話し合えば済んだことではありませんか。こういう意味で、特養問題についてはこういう形で進めていくんだということを話をされればいいではありませんか。2回の話し合いが求められましたけども、会わずして警告書なるものを発出するなど、私にとって、同じ町民、そしてトップの町長なり副町長、責任者が会わなかったということについては、私は非常に言語道断ではないかというふうに考えます。そして、業務妨害行為差しとめ請求事件と、何か物々しい、こういう事件にする、

その警告でしょうけど、疑問に感じます。

2つ目は、高齢者福祉施設創設協議及び介護福祉施設協議などの取り消し及び義務づけ請求事件に対する弁護士委託料36万円。これについても、私はこの特別養護老人ホームについては、再三、一般質問しておりますけれど、今回の25年度の80床の問題については、田屋地区での事業者は不受理されました。三軒屋の事業者は受理されて、そして選考委員会に諮られ、そしてその三軒屋の事業者が、町長の意見書に基づいて県に出され、そして不採択になりました。

私は、この三軒屋の事業所については、たびたび申し上げておりますように、不適切な書類であったということで不受理、ないしは町民の疑惑や不信を招く行為というふうに判断されれば、これは失格というふうになっていたのではないかというふうに、再三申し上げております。

なぜならば、そういう分筆したところの同意書を提出する。そして、地権者と違う方が、耕作している人の同意書をもらわなければならないのに、それをも、いただいていない。そして、同意書の中に字名が違って、確認はしたけど、再度訂正しなさいということが指導していない。そして、分筆したところには水路があるのに、児童の通路の安全対策というようなことでもって、これは窓口の、または執行部のほうで、これはおかしいということで不受理にしておけば、そうすれば1社しか、つまり慶愛優若松グループの方、1社だけしか上がらなかったはずです。そうすれば、その時点で選考委員や……。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、気をつけなさいよ。発言とめるよ、そんな勝手なことしとったら。個人の名前とか事業所の名前を出してはいけない。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。

選考委員会や、そしてその中で1社が上がってくれば、その時点で判断すればよかったです。そういうことであれば、この介護福祉協議の取り消し及び義務づけ請求事件のような問題は発生しなかったであろう。36万円の無駄なお金を使ったということについて、私は反対いたします。

それから、船頭町駐車場活用事業費のことです。1,740万円が計上されてます。これは1億8,000万円の額の一部ですけれども、町は買い物難民対策と中心市街地、うたい文句にスーパーA s oを誘致し、1年がたちました。しかし、懸念してたとおり、本年6月にマミーズが閉店いたしました。新たな買い物難民が誕生したわけですけども、建物の建て貸し、駐車場を含めて、私は税金丸抱えのスーパーA s oの誘致、そのことによって芦屋町の商店街は本当に活性したのか、疑問です。

町長は、スーパー誘致は20年、30年前からの施策であったと。かじやが撤退、空き店舗ができ、商工会議所などの要請もあったとこういうふうに答弁されましたけど、時は刻々と変化しております。その間、芦屋町は過疎地域に指定され、人口減少や少子高齢化に直面しており、その傾向はこれからも増加していくことは目に見えているはずですよ。これからの新たな買い物難民対策はどうするのか、このような事態になった責任は誰がとるのかというようなことを思わざるを得ません。そういう意味で、非常に問題を感じております。

そして、46ページには、芦屋橋コミュニティー公園、金屋公園ですね、②に夏井ヶ浜公園整備事業工事、そして夏井ヶ浜公園階段園路柵工事、これについても反

対いたします。

夏井ヶ浜はまゆう公園整備事業は、昨年5月にオープンしましたが、総工費約3,000万円、23年度3月に予算化されて、産炭地域活性化助成金の約2,600万円、過疎債約300万円、芦屋町の手出しは非常に少ないというようなことが会議録に出ております。そうやって進められておるようです。

私は、こういうようなところ、山鹿貝塚を初め、文化財の包蔵地に指定されたところであり、夏井ヶ浜一帯の自然環境を破壊し景観を損なったのではないかと非常に心配しております。皆様方も散策されたと思いますが、見晴らし台と愛の鐘、散策道路、花壇、見通しをよくするために間伐が行われ、もうこの一帯は松枯れも激しくなっております。岩場におりる階段は危険きわまりないということで、そこで新たに夏井ヶ浜公園階段園路柵工事が行われました。今後の維持管理には大変なことになるのではないかと考えています。私は、こういうお金について、交付金を山鹿貝塚、城山公園という歴史文化遺産の環境整備に努めるべきではなかったかというふうに思っております。

以上で、この24年度一般会計決算の認定については承服できませんので反対します。

4つ目です。4つ目は、認定第7号平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定を反対いたします。

これは、さきの9月議会で、私も一般質問を数回しておりますが、この平成25年9月14日の総務財政委員会で、平成25年6月28日に交わされた無償譲渡契約を初めて知りました。議員の皆さんも、ほとんどの方も知ったわけです。この契約書、協定書なるものが、再三、開示をしてくださいと要求するけれども、見せられないという答弁です。私は議会軽視も甚だしい、そういうふうに常々思っております。

そういう中であって、この決算を見ますと、ボートピア勝山の経費が削減されています。約6,000万近く経費が削減されることによって、つまりボートピア勝山の建物、借地、建物を無償で譲り受けたわけですから、その分の賃借料、これがなくなるわけですから約6,300万円が減額されて、収益、いわゆる純利益がその分だけ増加したということです。

私は、町益とは何かと。町益というのは、その競艇事業で利益を得たものを住民の福祉、教育に掲げるということでしょうけれど、今、裁判が行われているわけですから、原告の言い分としては、不法占拠の状態ですから、その土地を返還せよと、田んぼに返してくださいというそういう形です。相手から言えば、不法占拠下の状態で、我々は、この芦屋町は営業している。そういうことであれば、芦屋町ボート競走事業は公営企業としての不適切な行為ではなかろうかと、企業倫理に反するものというふうに思われてなりません。

町としては誠意を持って裁判に臨んでほしいわけですが、そういう中であって、このボートピア勝山の裁判費用、いわゆる着手金として約50万円が計上されておるようです。そういう意味で、このボートピア勝山の裁判費用についても、その地主の方と誠意を持って話し合っていけば、この問題についても不必要なお金ではなかったかというふうに思われます。

そういう意味では、この認定についても承服できませんので反対いたします。

長くなりましたが、以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

議案第45号芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ちょっと私、手短にしたいと思いますが。まず、今回の議案提出につきましては、6月定例議会で趣旨説明等をされ、その結果、賛成少数で否決されたものでございますが、今回、再度提出された議案につきましては、内容的には変わっておりません。ただ、6月定例議会以降、県内で否決した市町村は芦屋町だけであるということ、それから10月1日施行要請を、総務省のほうから芦屋町は受けているということ、それから芦屋町のラスパイレス指数109という、県内では3番目に高いという数値を示していること等々に加えて、私は国、県への今後の陳情活動に支障を、このままでは生じてくるものではないかと危惧をしております。

したがって、今回の一般職職員の給与削減に関する条例の制定については、まず、国からの要請の趣旨、それから県内の実施状況、そしてこの地方交付税削減に見合うといえますか、同等の別の対策を国が講じている内容、要するに緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり事業費に対する交付税措置も芦屋町としては受けることができますので、大局的かつ町益の観点から、私は本議案に対して賛成するものです。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

2点ほど、賛成討論という形の中で行わせていただきます。3番、刀根でございます。

まず第1点、議案第45号、これは各議員の皆様方が賛成、もしくは反対という形であっておりますけども、私は基本的に、前回反対いたしました。ですけども、今回、賛成の立場でお話をさせていただく、その理由は、やはり私たち議員というのは、まずは町益のため、そして住民のためっていうのが原点にあるかなど。ところが、そこで働く職員が過分に、差し引かれることは果たしてどうかという観点から、前は反対の立場をとったわけですが。今回、3カ月を経た中では、一つのバランスっていうことも私は大事な要件だと思っておりますので、その中で賛成をさせていただきます。

次に、議案第49号指定管理者の指定といったことですが、これは先ほども反対という形の中で、当然に、公共団体が行うといった考え方が示されました。

ところが、今回、私は7月に武雄市に行ってまいりました。その中で図書館業務というのが指定管理を受け、そしてある業者が4月からやっていく中で考え方を大幅に変えることによって、利用者が、従来12万人程度の利用者が、3カ月を超した中で、もう既にそこまで来てますよと。しかも、自治体の利益という形の中では、従来2億1,000万といった金額が1億1,000万、それに使用料が入ってということで1億500万、約半額にすみまして。これはあくまでも、そこその、いわゆる民間が持つノウハウというものが生かされることによって、使い勝手がいい、そういった施設に生まれ変わったときにこのように変わってくると思います。

ですから、私はこの指定管理というものの考え方ってものをきちんと整理し、そしてやはり住民が使いやすいような、もしくは今度はそれが入ることによって保護

者の安全とか、そういったところも含めて、また民間なりに持つノウハウがありますので、そういったところで考え方をバランスをとっていくということも大事じゃないかなということで、この49号についても、賛成という立場の中で発表させていただきました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第46号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、認定第9号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第19、発議第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第7号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、発議第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第8号は可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決は終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

日程第21. 同意第1号

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第21、同意第1号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております人事議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第1号芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、現在の教育委員会委員であります中島幸男氏の任期が平成25年9月19日をもって任期満了となりますので、中島氏を候補者として再度推薦いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、本町議会の同意をお願いするものでございます。

中島氏は、同委員を12年の長きにわたり務められ、人格、見識も申し分なく適任ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第21、同意第1号については人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第21、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成25年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。長い期間のご審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午前11時28分閉会
